情報信託機能の認定スキームに関する検討会(第14回)議事概要

日時: 2019年8月23日(金)10時00分~12時00分

場所:総務省9階 第3特別会議室

森田構成員、山本構成員、吉澤構成員、若目田構成員

オブザーバー) 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室、個人情報保護委員会、

一般社団法人日本IT団体連盟

事務局)総務省、経済産業省

- 口資料14-1「検討会とりまとめ(案)に提出された意見とそれに対する考え方(案)」について事務局より説明。
- □資料14-2「とりまとめ(案)」について事務局より説明。
- □資料14-3「再提供について」について事務局より説明。

□意見交換

<とりまとめ(案)について>

- ●15 頁について、生徒の信条に係る情報等は非常に機微で厳重に管理すべきで、情報銀行で流通させるという話ではない。情報銀行における活用の可能性を確認したというのは言い過ぎに見受けられる。
- ●文科省からは、e ポートフォリオの仕組みを提供する組織には、個人情報の取り扱いをしっかりしてほしいので、情報銀行の認定をとってもらおうと考えているという説明だった。個人情報の中には要配慮個人情報も含まれるので、要配慮個人情報を全部外すと困ることから考慮したもの。

<提供先第三者からの「再提供」禁止に関する追加整理案について>

- ●案1の下から2行目について、「(1) 個人情報 B の提供元が情報銀行として個人情報の適切な取扱いについて監督し、個人情報 B の提供先における問題発生時の責任を負う。」の「情報銀行として」というのは誤植。「(2) 個人情報 B の提供元、提供先第三者間の契約に基づき、問題発生時の責任範囲を個人に明示する。」の明示とは、個人情報 B の提供元と提供先第三者の間で責任範囲を決めて、個人との契約の中でそれを明示するイメージ。
- ●銀行法の契約締結義務の規定に似ている部分がある。銀行法の場合、銀行と API 接続する電子決済等代行業者との間で契約を締結しなければならず、その中で責任範囲の分担を定めなければならないとされ、さらにそれが公表をされなければならない。契約を締結して公表しているという状態であれば銀行法と同じと思う。
- ●個人情報保護法 23 条 1 項からは第三者提供に対する同意取得が要求されているが、第三者提供の際に本人から同意を得るのは、一次提供先と本人との間の契約になっていること

がある。一次提供先が本人との間の契約でこの同意を取得することを意図した場合、契約を そのように締結することは非常に容易であり、そうするとある種のロンダリングが果たさ れてしまう。個人情報Aが個人情報Bに姿を変えて、再提供禁止の効果がかからなくなって しまうと、再提供禁止の趣旨がなくなってしまう。

- ●個人から見ると、最初の第三者提供先については理解をして認めていたのに、結果的には 全てが契約の形で広がってしまうのではないか。これを認めると、情報銀行に預ける意味が ないと思う。
- ●データを受け取った一次提供先がどういうサービスを提供するかは、情報銀行側からあまりコントロールはできない。個人に対してどういうサービスを提供してどういう契約をしているかは、情報銀行の範疇ではないと思う。
- ●情報銀行から見て、例えば一次提供先が金融機関であれば、アグリゲーションサービスに使うことは当然想定される。他方、例えば旅行代理店が不動産開発事業者に提供するというような場合には、もちろんその場合にも個人から同意を取得するが、新たに自己責任で判断をしなければならなくなる。そのため、情報銀行は一次提供先だけでなく二次提供先もあらかじめ示すことが図られていれば、1回の判断で個人としては信頼して預けられると考える。
- ●情報銀行から提供先第三者に対して個人情報が渡り、提供先第三者で誰にどのようなサービスを提供するか判断し、個人にレコメンデーションが提供されることで契約が成り立つ。この契約に基づいて、個人が新しいサービスを受けるために新規登録をする際、登録先が既に情報銀行と情報を連携していて、再登録せずに個人が同意すれば登録先に情報が提供されるというケースはビジネスとして考えられる。
- ●情報銀行に預けている情報で旅行の予約をしたい場合に、旅館や交通機関に情報を渡す 状況になる。利便性を考えたときに、再提供を禁止したら立ち行かなくなると思う。
- ●情報銀行が、一次提供先がさらに情報提供する可能性があることを含めて同意をとるのであれば、一次提供先が同意をとった上で、さらに第三者に情報を渡すということもあり得ると思う。
- ●案2に「(1)提供先第三者も、情報銀行の認定と同等の審査を受けること」とあるのは、 提供先第三者が情報銀行の登録を行う必要はなく、審査自体は同じものが必要という趣旨 で書いているもの。実際の話としては、情報銀行間連携に近い。
- ●情報銀行のスキームの中で、情報を受け取る者は情報銀行同様の安全管理処置をとる必要があり、提供先で第三者提供を行うとなると、提供先が受けなければならない審査は情報銀行の審査とほぼ同じになる。
- ●案2については、情報銀行間の例で大体既に整理されている。案1を修正して、最初に情報銀行が説明し個人から同意を得た上で、さらに一次提供先が個人と契約を締結し、同意に基づいて再提供を行うという要件に整理するほうがいい。
- ●「提供元の情報銀行は、個人に対するトレーサビリティ確保の観点から、個人に対して再 提供先を明示することとする。」というのは、個別の再提供先の明示なのか、それともこう いうところに再提供する可能性があるというのを明示するのか。

- ●一定のカテゴリーを示すという形も含む。
- ●案2については、再提供を正面から認めることが出発点。情報銀行間連携の場合には、情報銀行と情報銀行の間でデータがやりとりされているので、個人は、両方ないし片方の情報銀行へアクセスすることによって、自分の情報の流れをコントロールすることができる。一方、案1では、個人が情報銀行経由で一次提供先の提供先までコントロールすることになるが、一次提供先とその提供先の間の情報のやりとり等についてはコントロールできず、一次提供先との契約に基づいて直接コントロールすることになる。これを再提供に当たらないケースとするのか、これを再提供だと整理して、情報銀行はどこからは責任を取らないと個人に明示し、一次提供先にも個人に対して説明する義務を課すということにするか。
- ●このようなデータの流通が成り立つのであれば、再提供という整理にして、その再提供に 関しては情報銀行の責任の範囲から外れるという整理でもよいと思う。
- ●案2をベースに再提供という形にすると良い。他方で、案2では一次提供先が情報銀行の 認定と同等の審査を受けることが要件に入っているが、必須とせず、情報銀行の管理・監督 が及ぶことを整理すると良い。
- ●再提供に当たらないケースとして何か残すことも必要。一次提供先の提供先が個人との 契約に基づいて新たに取得する個人情報の提供は、再提供に当たらないと思う。
- ●全く違うサービスを使うときに、個人の意思で、情報銀行に預けてあるデータの中から新 たな提案先に提供することは、妨げられるべきではない。
- ●情報銀行から一旦情報を個人に戻して、個人が新たに契約し直して情報提供する形式が適切と思う。問題は、その手続が煩雑だから一次提供先から二次提供先に情報が行く形にしたほうがいいのかという点。最初に提供先と再提供先をリスト化しておく場合と、改めて個人に戻す場合のどちらが個人のコントローラビリティ・トレーサビリティが高いかというと、後者の方が高いといえる。
- ●原則再提供は禁止だが、情報銀行の UI で、再提供を行う事業者についてはデフォルトオフになっていて、個人が同意する場合にはオンにする。また、一次提供先の提供先が情報銀行経由で情報をもらい、個人と契約を新たに結び直すことについて、個人のコントローラビリティがしっかり確保されるよう、情報銀行が一次提供先との間で契約なりを行い情報銀行の責任で担保する。
- ●案の2の情報銀行と同等の審査というのは、情報銀行が審査をすることになるのか。
- ●再提供を認める情報銀行が認定を受けようとする場合は、認定の際に認定団体にきちんと説明して、認定団体は審査する必要がある。
- ●情報銀行の収益を考えたとき、情報銀行は、予めこういうところに情報を提供する可能性があるというのを明示しておき、その項目が多いほうが提供先から多くフィーをもらえるという仕組みが考えられる。ある一定の価格で色々な提供先に使われてしまうと情報銀行は儲からないので、情報銀行が収益を考えながら、審査をしてその分高いお金をちゃんともらう。案1の形では、情報銀行を素通りして収益を得る機会を逸するため、個人としても情報銀行としてもよくないと思う。
- ●直接取引問題はプラットフォームビジネスでは必ず出てくる。シェアリングエコノミー

でいうと、保険をつける等、個々の契約ではできないことをプラットフォーマーが担保する ことに意味があると言われているが、情報銀行がどのような力を持ってやっていくのかは 常に見直していかないと難しい。

●情報銀行が再提供先についてどこまでの粒度で書けばいいのか、実務上難しい。プラットフォーマー系の企業と取引をする場合に、例えば利用目的を言ってもらわないと提供先にできないとなると、それなら要らないと言われてしまうリスクとのバランス感が難しい。

以上